

入札説明書

沖縄県立博物館・美術館が発注する沖縄県立博物館・美術館 博物館常設展示室映像コンテンツ等揭示機器の修繕に係る一般競争入札については、関係法令で定めることのほか、本件入札公告及びこの入札説明書によるものとする。

1. 公告日

令和元年 6月10日

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名： 沖縄県立博物館・美術館 博物館常設展示室映像コンテンツ等揭示機器の修繕
- (2) 契約内容： 沖縄県立博物館・美術館の博物館常設展示室映像コンテンツ等揭示機器を修繕する業務。その他の詳細については仕様書による。
- (3) 実施場所： 沖縄県立博物館・美術館 那覇市おもろまち3丁目1番1号
- (4) 業務期間： 契約締結の日から令和元年9月30日まで

3. 入札日の日時及び場所

- (1) 入札日： 令和元年6月21日 13時30分
- (2) 入札場所： 沖縄県立博物館・美術館 3階 博物館会議室

4. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

チェック	資格
<input type="checkbox"/>	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
<input type="checkbox"/>	会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
<input type="checkbox"/>	入札参加資格確認申請期限日から本業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者
<input type="checkbox"/>	次の各号に該当しないこと。 ① 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。） ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体 ③ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
<input type="checkbox"/>	県税に未納がないこと。
<input type="checkbox"/>	沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

5. 入札参加資格確認申請書の提出等

本競争入札の参加希望者は、下記に係る資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期限	令和元年6月14日 午後5時まで
提出場所	沖縄県立博物館・美術館 博物館班
提出書類	① 一般競争入札参加資格確認申請書（以下、申請書という。） ② 登記事項証明書 ③ 県税に関し、未納が無い事を証する書類 ④ 誓約書
結果通知	令和元年6月18日までに書面で通知する。
その他	本件入札公告による。

6. 現場説明会 実施しない。

7. 入札の方法

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は沖縄県財務規則第100条の規定により、見積る契約額（消費税込み）の100分の5以上の金額に入札前までに納付すること。

納付方法	①6月18日までに入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、提出すること。 ②納入通知書を発行するので、金融機関にて納付し、入札までに領収書の写しを提出すること。
入札保証金の免除要件	①保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことを証する書類を提出したもの。 ②国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。
入札保証金の還付方法	①落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を当館担当者へ提出すること。約2週間後に指定された口座に入札保証金を還付する。 ②落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

(2) 入札書に記載する金額

- ① 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札額とする。
- ※ 契約期間中に消費税等の税率変更があった際は、協議のうえ、改正後の税率により定める

(3) 入札の無効について

下記による入札は無効とする。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ③ 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の表記金額、氏名、陰影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 談合その他不正の行為があった入札
- ⑧ 入札保証金が所定の金額に達しない入札

(4) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- ④ 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約できるものとする。

(5) その他留意事項

- ① 入札者の記名、押印、入札金額、日付等の誤りがないように確認すること。
- ② 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ④ 委任状を提出した代理人が入札する際は、「委任状に押印した印」と同じ印鑑を用いて、入札書に押印すること。
- ⑤ 1回の入札で落札しない場合は、再度入札を行うので、入札書は3部用意すること。

8. 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。